

## マカオの輸入規制の概要

(2023年8月24日以降)

マカオ政府は、福島第一原発事故に伴い、日本から輸出される10都県の食品のうち、福島県の一部品目について輸入を停止するとともに、その他の地域・品目については放射性物質輸入規制に関する申告書 (Declaration for Radiation Monitoring for Macau) の提出を求めています。

マカオ政府は、ALPS 処理水の海洋放出に伴い、2023年8月24日以降、10都県の生鮮食品、動物性食品、海塩、海藻 (野菜、果実、乳及び乳製品、水産及び水産製品、肉及びその製品、家きん卵等を含む) について、輸入を停止しています。

(規制対象・内容)

対 象	品 目	規制内容
福島、宮城、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、新潟、長野	生鮮食品、動物性食品、海塩、海藻 (野菜、果実、乳及び乳製品、水産及び水産製品、肉及びその製品、家きん卵等を含む)	<u>輸入停止</u> ※ALPS 処理水の海洋放出に伴う規制